

運賃協議会の開催を要しない軽微な事案について

1 運賃協議会の開催を要しない軽微な事案を定める理由等

令和5年10月に道路運送法(以下「法」という。)が改正され、法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議とは別の協議会(以下「運賃協議会」という。)を開催し協議しなければならないこととなりました。

本市では、栃木市運賃協議会設置要綱に基づく運賃協議会を設置し、運賃等について協議することとしていますが、国土交通省より、運賃協議会の開催にあたり関係者の事務手続きの負担を軽減し生産性向上を図る観点から、運賃協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方が示されたため、運賃協議会の開催を要しない軽微な事案を定め、運賃協議会の開催を合理化するものです。

2 運賃協議会の開催を要しない軽微な事案

運賃協議会の開催を要しない軽微な事案を次のとおり定めます。

- (1)協議運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合。
- (2)工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (3)新たな決済手段を追加する場合